

仕様書

I 業務名

令和7年度冬場の閑散期対策誘客イベント開催等委託業務

II 業務目的

「どっぷり高知旅キャンペーン」で焦点を当てている、「神楽」や「よさこい踊り」など、本県の強みである「文化」をテーマに、観光客の皆様楽しんでいただくとともに、夜の商店街で高知の食を味わっていただく企画を実施することで、本県への県外観光客の誘客と、ナイトタイムエコノミーを推進することを目的とする。

III 委託業務について

ひろめ市場前スペース（よさこい広場）と高知城の2か所を会場として本事業を実施する。委託する業務の内容は、次の1から5に掲げるとおりとする。なお、1の実施にあたっては、安全管理を徹底することとし、イベント開催時間中は受託者のスタッフが常時対応できるようにすること。

1 ひろめ市場前スペース（よさこい広場）におけるイベント関連業務

(1) イベントの実施

ア 1月10日（土）から2月1日（日）の23日間実施し、土日祝日は、17時から19時30分、平日は18時から19時30分（予定）までとする。

イ ひろめ市場前スペース（よさこい広場）西側にステージを設置し、イベント開催のプログラムを企画・運営すること。ただし、ひろめ市場の休館日は近辺で別途会場を設けること。

ウ ステージ及び客席を配置すること。レイアウトにあたっては、周辺住民への音響に配慮すること。

(2) ステージイベントの実施

期間中毎日、以下の内容によりステージイベントを構成すること。ア、イについては原則必須とし、ウについては、受託者が適宜選定または募集を行い実施すること。

ア よさこい踊りの演舞を、土日祝日は5チーム以上、平日は2チーム以上。

イ 地域の伝統芸能を、1団体以上。

ウ その他、ステージプログラム。

(3) 物販コーナーの設置・運営

飲食類等を販売できるコーナーを設置・運営すること。なお、物販の内容については、ひろめ市場管理者と事前に調整を行うこと。

- (4) ステージ以外での誘客につながる企画の実施
フォトスポットの設置や、特別グッズの販売など、誘客につながる企画を実施すること。
- (5) 広告掲載等
 - ア チラシ1万枚、ポスター200枚を作成すること。
 - イ 高知新聞において1月4日、半5段カラー（紙面指定なし）で広告を掲出すること。
 - ウ インターネットのランディングページを用意すること。
- (6) インフォメーションの設置・運営
 - ア ひろめ市場前スペース（よさこい広場）において、インフォメーション機能を設けること。
 - イ 期間1か月前から電話対応窓口を設置して、チラシやポスター等で、その窓口を案内すること。
 - ウ スタッフについては受託者が配置すること。
- (7) 来場者アンケートの実施
会場において来場者アンケートを実施すること。なお、実施に当たってはアンケートの回答率を高めるための取組を行うこと。

2 高知城の夜間装飾業務

- (1) 高知城の夜間装飾の実施
 - ア 連続テレビ小説「あんぱん」、「らんまん」を意識した装飾（灯籠の設置、ライトアップ等）を実施すること。
 - イ 実施にあたっては、高知城管理者と事前に調整を行うこと。
 - ウ 設置物に伴う事故等に備え、必要な保険（賠償責任保険等）に加入すること。
 - エ 高知城の夜間開館については、委託者が別途高知城管理者と契約を行う。
- (2) 高知城の夜間装飾の設営、保守管理
 - ア 夜間装飾を設置するための準備として、必要な機材等を準備、設置すること。また、イベント期間中の夜間装飾のメンテナンス補修を行うこと。
 - イ 夜間装飾の実施に必要な電力は、原則発電機等の給電設備を使用すること。ただし、設置場所などにより、やむを得ず発電機等での対応が難しい場合は委託者及び高知城管理者と協議のうえ別の手段を設けて構わない。なお、必要な機材等の準備や設置、メンテナンス補修についても、事前に委託者及び高知城管理者と調整を行い実施すること。
 - ウ 夜間装飾の窃盗・破損・落書き等が発生した場合は、受託者の責任で対応すること。
 - エ 管理・運営に必要なスタッフ、警備員及び管理者を配置すること。
- (3) 高知城の夜間装飾にかかる問い合わせ窓口の設置
 - ア 夜間装飾に関する問い合わせに対応する窓口を設置すること。

3 夜の商店街への誘客に繋がる企画の関連業務

- (1) 受託者がイベント参加者の消費を促す効果的な施策を提案し、協議を踏まえて、実施すること。

4 高知市以外への周遊や宿泊を促す企画の関連業務

- (1) 受託者が効果的な施策を提案し、協議を踏まえて、実施すること。

5 その他

- (1) 本委託業務を実施するにあたり、委託者、高知県、高知市、公益財団法人高知県観光コンベンション協会などの関係者と十分な連携を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、運営マニュアルを作成すること。
- (3) 本委託業務の実施に当たり必要となる官公庁等への許諾等に関する申請書類の作成提出等の業務は受託者が行うこと。
- (4) 雨天時の突発的なトラブル時の対策など、関係者間で情報共有が出来るように危機管理体制を確立すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、契約日から1週間以内に、運営体制図と事業計画書を作成し、委託者に提出すること。また、委託者からの求めに応じて、業務計画の進捗状況を都度報告すること。
- (6) IIIの委託業務ごとに、業務の実施内容と記録写真などによって本仕様書で定めた業務の履行が確認できるようにしたものを業務完了報告書として取りまとめ、電子媒体（CD 又は DVD）と共に紙媒体でも納品すること。
- (7) 本委託業務の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議のうえ定めること。

IV 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで